



2021年7月31日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生  
(コード番号：3751 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 澁田 隆記  
TEL (03) 4476-8000 (代表)

## 株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けの結果 及び親会社の異動に関するお知らせ

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）が2021年4月27日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2021年7月30日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2021年8月6日（本公開買付けの決済の開始日）付で、下記のとおり、当社の親会社に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者から、「日本アジアグループ株式会社株券（証券コード：3751）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

#### II 親会社の異動について

##### 1. 異動予定年月日

2021年8月6日（本公開買付けの決済の開始日）

##### 2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者から、本公開買付けにおいて、当社株式 11,970,492 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2021年8月6日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は新たに当社の親会社に該当することとなります。

##### 3. 異動する株主の概要

新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社シティインデックスイレブンス
(2) 所 在 地	東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 啓修
(4) 事 業 内 容	投資業等
(5) 資 本 金	100 万円
(6) 設 立 年 月 日	2009 年 5 月 20 日
(7) 純 資 産	2,870 百万円 (2020 年 5 月 31 日現在)
(8) 総 資 産	45,067 百万円 (2020 年 5 月 31 日現在)
(9) 大株主及び持株比率 (2021 年 4 月 27 日 現 在 )	株式会社レノ 50.00% 株式会社 ATRA 50.00%
(10) 当社との関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式を 4,213,200 株 (所有割合 (注) : 15.35%) 所有しております。また、公開買付者の特別関係者 (金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じです。) である野村幸弘氏 (以下「野村氏」といいます。) は当社株式を 1,256,400 株 (所有割合 : 4.58%)、同じく株式会社エスグラントコーポレーション (以下「エスグラントコーポレーション」といいます。) は当社株式を 1,714,000 株 (所有割合 : 6.24%)、同じく株式会社南青山不動産 (以下「南青山不動産」といいます。) は当社株式を 1,360,000 株 (所有割合 : 4.95%) 所有しており、公開買付者及び特別関係者 (総称して、以下「公開買付者ら」といいます。) 合計で当社株式を 8,543,600 株 (所有割合 : 合計 31.13%) 所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注) 「所有割合」とは、当社が 2021 年 6 月 30 日に提出した第 34 期有価証券報告書 (以下「当社有価証券報告書」といいます。) に記載された 2021 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (27,763,880 株) から、当社有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (316,312 株) を控除した株式数 (27,447,568 株) に対する、当該株主が所有する当社株式の数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2021年4月27日 現在)	主要株主である筆頭株主	42,132 個 (15.35%)	—	42,132 個 (15.35%)
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	161,836 個 (58.96%)	—	161,836 個 (58.96%)

(注) 1. 「議決権所有割合」は、異動前・異動後ともに、当社有価証券報告書に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(27,763,880株)から、当社有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(316,312株)を控除して得た株式数(27,447,568株)に係る議決権の数(274,475個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

2. 上記については、当該株主より受領した添付書類に基づいて記載しており、当社として当該株主の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

5. 今後の見通し

当社が2021年7月14日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」(以下「当社意見表明プレスリリース(賛同)」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、公開買付者は、①本公開買付けの決済後、公開買付者らが所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合、又は、②本公開買付けの決済後に、公開買付者らが所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の3分の2未満であっても、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会において、当該議案が可決できる見通しとなった場合(具体的には、公開買付者らが所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の40%以上となった場合)には、公開買付者は、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。したがって、その場合、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、現在、公開買付者と協議中であり、近日中に公表いたします。

以上

(参考) 2021年7月31日付「日本アジアグループ株式会社株券(証券コード:3751)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

2021年7月31日

各 位

東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号  
株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島 啓修

## 日本アジアグループ株式会社株券（証券コード：3751）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）は、日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを 2021 年 4 月 26 日に決定し、同年 4 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2021 年 7 月 30 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### （1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社シティインデックスイレブンス  
東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号

#### （2）対象者の名称

日本アジアグループ株式会社

#### （3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,905,795 株	一株	一株

（注 1）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 3）株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が所有している対象者株式及び単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法

(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2021年4月27日(火曜日)から2021年7月30日(金曜日)まで(63営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金970円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2021年7月31日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	11,970,492株	11,970,492株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	11,970,492株	11,970,492株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	42,132 個	(買付け等前における株券等所有割合 15.35%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	43,304 個	(買付け等前における株券等所有割合 15.78%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	161,836 個	(買付け等後における株券等所有割合 58.96%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	43,304 個	(買付け等後における株券等所有割合 15.78%)
対象者の総株主等の議決権の数	273,527 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2021年6月30日に提出した第34期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(27,763,880株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(316,312株)を控除した株式数(27,447,568株)に係る議決権の数(274,475個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

② 決済の開始日

2021年8月6日(金曜日)

③ 決済の方法

(三田証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

(マネックス証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2021年4月27日に提出した公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社シティインデックスイレブンス

(東京都渋谷区東三丁目22番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上